

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月15日
【事業年度】	第46期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)
【会社名】	株式会社シーボン
【英訳名】	C'BON COSMETICS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 靖代
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目18番12号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	(044)979-1234(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部担当 諏佐 貴紀
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号 (シーボンパビリオン<メインオフィス>)
【電話番号】	(044)979-1234(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部担当 諏佐 貴紀
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月29日に提出いたしました第46期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

3 事業の内容

第2 事業の状況

3 対処すべき課題

(4) 会社の対処すべき課題

4 事業等のリスク

3. 当社事業に対する法的規制等について

(1) 当社事業の製造に関連する法的規制について

7. その他

(2) ポイント引当金の見積り計上について

第3 設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

(1) 重要な設備の新設等

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

企業統治の体制

(a) 企業統治の体制の概要

社外取締役及び社外監査役

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

(5) 臨時報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫を付して表示しております。

第一部【企業情報】

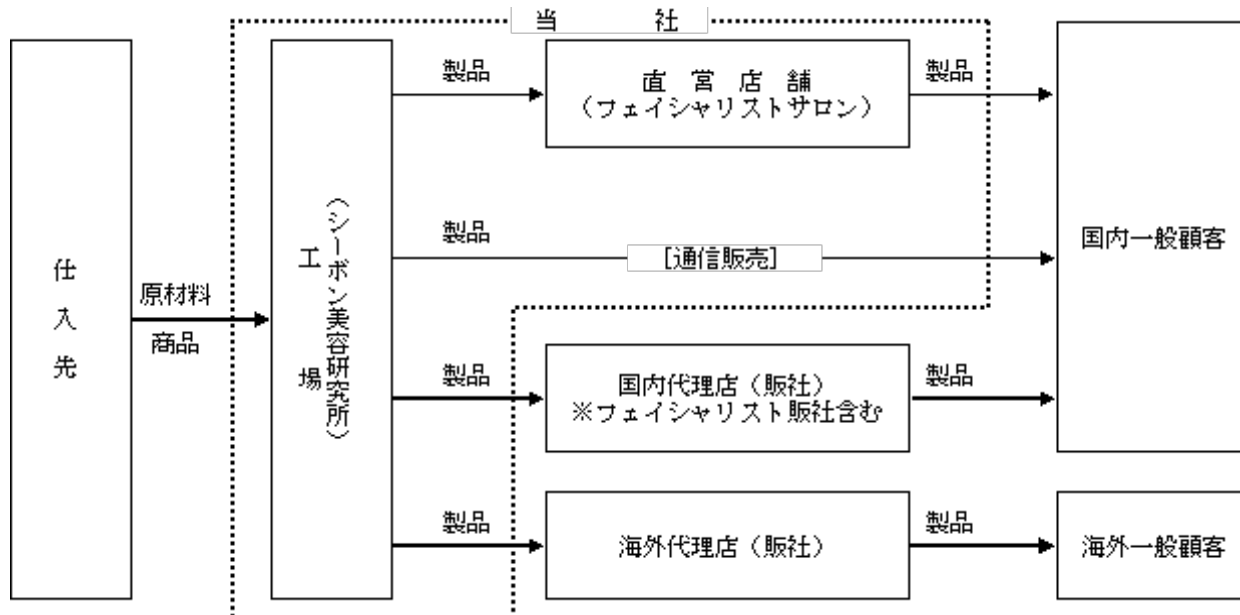
第1【企業の概況】

3【事業の内容】

(省略)

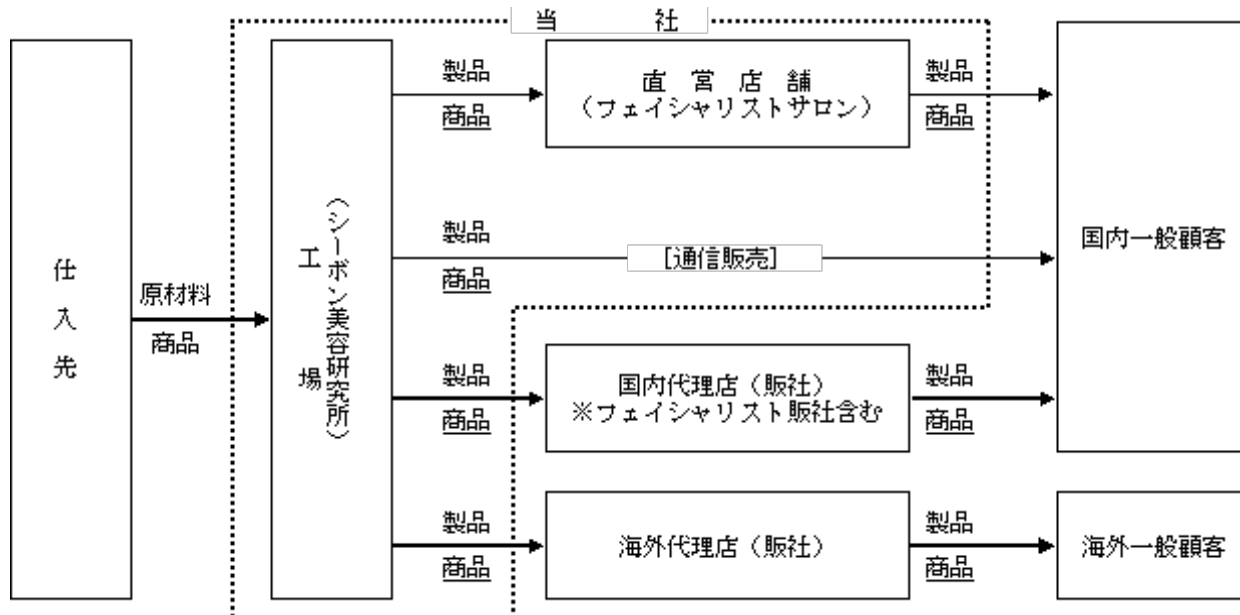
(訂正前)

なお、取引の概要図は次のとおりであります。



(訂正後)

なお、取引の概要図は次のとおりであります。



第2【事業の状況】

3【対処すべき課題】

(4) 会社の対処すべき課題

(訂正前)

製品開発力の向上、機動的な生産・物流体制の構築

既存製品・シリーズのブランドポジショニングを整理し、不足するカテゴリーに対して効果的な製品ブランドを開発していく一方で、顧客の潜在的なニーズを顕在化して新たな需要を獲得するために、機能別製品を開発するための研究開発体制を充実します。

また、品質を維持した上で、新製品の開発から発売までの業務を整備し効率化することにより、製品開発スピードをアップさせ、研究開発部門への積極的な人材投入、投資、外部研究機関との提携などにより、機能別製品の研究開発力を向上します。

(省略)

(訂正後)

製品開発力の強化、機動的な生産・物流体制の構築

既存製品・シリーズのブランドポジショニングを整理し、不足するカテゴリーに対して効果的な製品ブランドを開発していく一方で、顧客の潜在的なニーズを顕在化して新たな需要を獲得するために、機能別製品を開発するための研究開発体制を充実します。

また、品質を維持した上で、新製品の開発から発売までの業務を整備し効率化することにより、製品開発スピードをアップさせ、研究開発部門への積極的な人材投入、投資、外部研究機関との提携などにより、機能別製品の研究開発力を強化します。

(省略)

4【事業等のリスク】

3. 当社事業に対する法的規制等について

(1) 当社事業の製造に関連する法的規制について

(省略)

(訂正前)

薬事法

(省略)

製造物責任法等

当社は、化粧品の製造及び国内での販売のほか、海外3カ国に輸出をしております。これらの事業展開に当たっては、本法をはじめとするその国々の法令等を遵守する必要があります。海外輸出に当たっては、関税等の輸出入規制や各国独特の原料規制等があり、これらの最新の情報収集に努め対応しております。将来において、これら法令等の改正又は新たな法令等の制定により、当社が適切に対応できない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(省略)

7. その他

(省略)

(2) ポイント引当金の見積り計上について

当社は、製商品販売時に顧客に付与したポイントの使用による無償フェイシャルサービス等の提供に備えるため、将来使用が見込まれる費用を貸借対照表にポイント引当金として計上しております。前事業年度までは、過去の来店実績から、顧客の更新月別に次回更新月までの期間(最大1年)の来店回数の予測数と1回当たりのお手入れにかかる費用を基に、将来使用されると見込まれる額を計上しておりました。第1四半期会計期間より顧客のポイント残高管理方法について、顧客の更新月を起点に管理する方法から、四半期末日において有効であるポイント残高を管理する方法に移行し、このポイント残高に過去の使用実績率に基づき、将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。従来方法と比較した結果は、「第5 経理の状況 1 財務諸表 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(省略)

(訂正後)

薬事法

(省略)

(化粧品・医薬部外品の製造及び販売事業に係る主要な許可の取得状況等)

許可の名称	有効期間	取消事由及び該当状況
化粧品製造業許可	平成27年9月30日まで(5年毎の更新)	(許可の取消) 薬事法第75条に定められる事由に該当した場合
医薬部外品製造業許可	平成27年9月30日まで(5年毎の更新)	
化粧品製造販売業許可	平成27年9月30日まで(5年毎の更新)	(該当状況) 上記取消事由に該当する事項はありません。
医薬部外品製造販売業許可	平成27年9月30日まで(5年毎の更新)	

その他法的規制等

当社は、化粧品の製造及び国内での販売のほか、海外3カ国に輸出をしております。これらの事業展開に当たっては、本法をはじめとするその国々の法令等を遵守する必要があります。海外輸出に当たっては、関税等の輸出入規制や各国独特の原料規制等があり、これらの最新の情報収集に努め対応しております。将来において、これら法令等の改正又は新たな法令等の制定により、当社が適切に対応できない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(省略)

7. その他

(省略)

(2) ポイント引当金の見積り計上について

当社は、製商品販売時に顧客に付与したポイントの使用による無償フェイシャルサービス等の提供に備えるため、将来使用が見込まれる費用を貸借対照表にポイント引当金として計上しております。前事業年度までは、過去の来店実績から、顧客の更新月別に次回更新月までの期間(最大1年)の来店回数の予測数と1回当たりのお手入れにかかる費用を基に、将来使用されると見込まれる額を計上しておりました。第1四半期会計期間より顧客のポイント残高管理方法について、顧客の更新月を起点に管理する方法から、四半期末日において有効であるポイント残高を管理する方法に移行し、このポイント残高に過去の使用実績率に基づき、将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。従来方法と比較した結果は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(省略)

第3【設備の状況】

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

(訂正前)

当事業年度末現在における重要な設備の新設等は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力 (ベッド数)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
江坂東急プラザオツ店 (大阪府吹北市)	店舗	31,000	6,998	自己資金	平成23年4月	平成23年4月	8
物流センター (栃木県河内郡上三川町)	物流拠点 構築	500,000	11,340	自己資金	平成23年3月	未定	-

(注) 店舗の投資予定金額には、敷金及び保証金を含んでおります。

(訂正後)

当事業年度末現在における重要な設備の新設等は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力 (ベッド数)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
江坂東急プラザオツ店 (大阪府吹田市)	店舗	31,000	6,998	自己資金	平成23年4月	平成23年4月	8
物流センター (栃木県河内郡上三川町)	物流拠点 構築	500,000	11,340	自己資金	平成23年3月	未定	-

(注) 1. 店舗の投資予定金額には、敷金及び保証金を含んでおります。

2. ベッドは、アフターサービス等におけるフェイシャルサービスを行うために使用しております。

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(省略)

(訂正前)

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、決定機関は株主総会であります。なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(省略)

(訂正後)

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。なお、中間配当につきましては、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(省略)

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

(a) 企業統治の体制の概要

(省略)

(訂正前)

当社においては、上記の各機関を運用することで絶えずガバナンス体制の向上を図っております。今後もガイバナンス体制の向上を経営課題として継続検討していきますが、現状においては、委員会設置会社に移行する特段の理由もなく、上記体制による監査役設置会社としての現体制を基礎として、継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

(省略)

社外取締役及び社外監査役

提出日現在における社外取締役及び社外監査役との関係は、以下のとおりです。

当社の社外取締役高橋健及び社外監査役石原栄一は、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。当社の社外監査役笹浪恒弘は、当社株式4,000株（株式所有割合0.09%）を保有しておりますが、それ以外には人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。

当社の社外監査役古川雅一は、当社株式10,000株（株式所有割合0.24%）を保有しておりますが、それ以外には人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。

当社の社外取締役及び社外監査役は、取締役会等の重要な会議へ出席して豊富な経験と幅広い識見又は専門的見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

なお、社外取締役高橋健及び社外監査役石原栄一は、上記のとおり一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員として指定し、大阪証券取引所に届け出ております。

(省略)

(訂正後)

当社においては、上記の各機関を運用することで絶えずガバナンス体制の向上を図っております。今後もガバナンス体制の向上を経営課題として継続検討していきますが、現状においては、委員会設置会社に移行する特段の理由もなく、上記体制による監査役設置会社としての現体制を基礎として、継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

(省略)

社外取締役及び社外監査役

提出日現在における社外取締役及び社外監査役との関係は、以下のとおりです。

当社の社外取締役高橋健は、コーポレート・ガバナンスの高い見識と他の企業における役員としての経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、また、長年に亘る国内外でのビジネス経験や経営者としての幅広い見識を有しており、経営に資する提言、経営に対する客観性を鑑み、選任しています。当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。

当社の社外監査役石原栄一は、上場企業において管理部担当役員を歴任し、企業経営を統治する相当程度の知見を当社監査に活かしていただくことを期待し、選任しています。当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。

当社の社外監査役笹浪恒弘は、弁護士として法務に精通し、企業経営全般に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、選任しています。当社株式4,000株（株式所有割合0.09%）を保有しておりますが、それ以外には人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。

当社の社外監査役古川雅一は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、選任しています。当社株式10,000株（株式所有割合0.24%）を保有しておりますが、それ以外には人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。

当社の社外取締役及び社外監査役は、取締役会等の重要な会議へ出席して豊富な経験と幅広い識見又は専門的見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

なお、社外取締役高橋健及び社外監査役石原栄一は、上記のとおり一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから

独立役員として指定し、大阪証券取引所に届け出ております。
(省略)

第7【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

(省略)

(訂正前)

(5) 臨時報告書

平成22年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(訂正後)

(5) 臨時報告書

平成22年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

平成23年6月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。